

平成 25 年 第 9 回横浜市税制調査会  
議 事 録

日時：平成 25 年 10 月 10 日（木）  
午後 5 時 00 分から午後 7 時 00 分まで  
場所：横浜市庁舎 2 階応接室

平成 25 年 第 9 回横浜市税制調査会

平成 25 年 10 月 10 日 (木)

午後 5 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

横浜市庁舎 2 階応接室

税制課長 ただ今より、「第 9 回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。

横浜市税制調査会運営要綱第 6 条第 3 項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、〇〇委員、〇〇委員がご欠席となっておりますが、委員 4 名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

次に、会議の公開についてですが、同じく要綱第 8 条の規定により調査会の会議は公開するものとする事とされておりますが、これにかかわらず、要綱第 10 条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。

座長、いかがいたしましょうか。

座長 本日の内容で非公開にするところはないと思いますので、今回も公開ということとしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員より異議なしの声あり)

では、公開といたします。

税制課長 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に財政局長の柏崎より、ご挨拶を申し上げます。

財政局長 財政局長の柏崎でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、前回に引き続いて議論していただくということで、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

私から申し上げるまでもありませんが、税ということでまいりますと、前回からの間に、国においては大きな動きがあり、来年 4 月から消費税率が 8% に引き上げられることが正式に決定されたところです。それに対して様々な経済対策があるわけですが、その一つとして、民間投資活性化の観点から税制改正大綱がまとめられまして、普通は年末が税制改正なのですが、それに先立って国でも積極的な議論がされています。一部私どもに関係があります償却資産の問題や自動車の関係については年末にかけて議論を進めていくということになっておりますが、国を挙げて消費税というものについて、来年 8% に向かって、様々な取組を進めていくという大きな流れができたところです。

本日は、前回に引き続き、「26 年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱い」ということをご議論をいただくということになっております。本日もいくつか論点がございしますので、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

税制課長 それではここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。座長よろしくお願ひいたします。

座長 はい。今、財政局長からもお話がありましたけれども、新聞報道など様々されていて、軽自動車の問題等々も騒がれておりますので、必要があれば我々も年末に審議しなければならないかと考えているのですが、まずは今取り掛かっているみどり税について、本日は慎重

にご審議いただきたいと思ひます。

前回、時期的な問題もあつて、議題そのものの順番を多少入れ替へたところがあります。改めて今回整理をさせていただきますけれども、本日行ふ行政改革の取組など、これが前提条件になります。行財政改革をきちんと行っていないあるいは財政を真剣に見直ししない状態で超過課税という提案はありえないのです。予算策定並びに行革努力についてOKが出たうえでのみどり税ということになります。本日はこの前提条件のところについて、この前提条件がそろわなければ、我々も当然みどり税をやるべきだなどとは決して言わないわけなので、まずはそれをやりたいということなんです。

それともう一つ、これは前回からの継続、税の前提条件として、政策・施策がどうなつていて、これがみどり税との関係でどうなつているのか、こちらについても整わなければ、みどり税はやるべきではないという結論になることになります。

非常に大事な2点を本日やることになりますので、順番が前回の議事と前後しましたけれども、この点をしっかりとご理解をいただいたうえで、本日の議題に臨んでいただければと思ひます。

1つが財政状況・行財政改革の取組ということになります。それともう1つが前回からの引き続き議論して緑の政策についてということになります。

まず、最初のところ、財政状況・行財政改革の取組についてご説明いただいて、真剣に努力が行われているのか、みどり税の前提が整っているのかどうかをご審議いただきたいと思ひます。まずはご説明をお願いいたします。

税 制 課 長  
財 政 担 当 課 長

財政課担当課長からご説明申し上げます。

財政担当課長の藤村です。よろしくお願ひします。

本市の財政状況についてですが、まずお手元の「平成26年度予算編成スタートにあつたの市政運営の基本的な考え方」という資料をご覧ください。

こちらは、市長から職員にあてた文書ですが、26年度の予算編成をスタートさせるにあたり、基本的な考え方を示したもので、1ページでは、1期目の振返りやこれまでの取組と成果が記載されています。

1枚おめくりいただきまして、裏面の2ページですが、「暮らしやすさを実感できるまちへ」ということで、今後取り組んでいくべき重点的な施策について列挙しています。下から二つ目の段落のところ、「本市の財政状況は、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。さらなる事業の見直しやコスト縮減の徹底といった不断の行財政改革を進めていきます。また、一層の選択と集中により、横浜の成長や活力創出のために必要な投資を行い、市民生活の安全安心と経済の活性化とを両立させていく」ということを基本的な考え方として示しています。

そうした考え方を踏まえ、3ページ以降が施策推進・予算編成・組織運営の方針となっております。3ページは施策推進についてで、先程の「暮らしやすさを実感できるまちへ」で記載してあつた内容を、基本的には整理して並べてあります。保育・子育てや、若い世代が力を発揮できる環境整備、女性の社会進出に向けた支援、シニアパワーの支援、横浜経済の発展に向けた取組、1枚おめくりいただきまして、環境未来都市構築のための先駆的取組、強固な都市の実現、強靱な防災・減災都市の実現、こういったことに26年度は重点的に取り組んでいくということをお示ししております。

それを踏まえて、2番の予算編成についての方針ですが、まず1点目は、持続可能な財政運営の着実な推進ということで市税等で負担する本市全体の借入金残高については、特別会計・企業会計・外郭団体分も含めて、これまでも縮減に取り組んでまいりました。今後も引き続き着実に縮減に取り組んでいくこととあわせて、将来負担を考慮して計画的に

市債を活用していくことです。2点目は、先程ご覧いただいた、26年度に重点的に取り組んでいく施策について優先的に予算化を図っていくということで、施策推進方針で掲げた事業に財源を集中していくために、緊急度や優先度に基づき、施策や事業の優先順位付けを徹底していくこと。あわせて、新規事業や既存事業の拡充を行っていく場合には、必要な財源について、既存事業の見直しや休止・先送り等によって財源を確保していくことです。

5ページをご覧いただきまして、必要な施策・事業を実施していくために、事業手法などについてもゼロベースで見直し、「事業評価・事業見直し取組方針」にしたがって、全事業を厳しく評価・点検していくということ。

次に3点目として、「歳入確保のための取組」ということで、本市が保有する資産の活用、あるいは未収債権の回収の取組、市民負担の公平性の観点から、使用料や手数料についても必要な見直しを行っていくことです。

以下、4・5と記載がありますが、基本的には財政状況は厳しいことが見込まれる中、事業の見直しなど行政改革を行いながら、財政規律を維持しつつ、必要な施策を進めていくという考え方の下に26年度の予算編成に臨んでいくということで考え方をまとめたものです。

次に、資料1の「平成26年度の予算編成・執行体制づくり等について」をご覧いただきたいと思えます。

こちらは、今ご説明させていただきました市政運営の基本的な考え方や、予算編成方針を踏まえ、具体的に記載しているものになります。冒頭の前文のところですが、国の景気は着実に持ち直しており、市内経済も回復に向けた動きがみられることから、26年度の税収は回復傾向が見込まれています。しかし、市税収入については、ピークであった20年度の水準には未だ届いていない状況にあります。一方で高齢化の進展などに伴い、扶助費をはじめとする義務的経費の自然増が見込まれる中で、市民生活の安心や市内経済の活性化に向けた施策の推進と財政の健全化を両立させていくことが必要であることを考えると、本市の財政状況は、以前として厳しい状況にあります。そうしたことを踏まえて、以下、記載内容に沿って26年度の予算編成を進めていくことにしています。

1の編成の前提条件ということで、(1)中期財政見通しですが、現行税財政制度に基づいて、26年度から28年度までの3年間の財政見通しを改めて試算しています。予算編成の前提となる26年度の収支不足見込額は、420億円となっています。ページを3枚おめくりいただき、6・7ページをご覧いただければと思います。こちらが今回試算を行いました26年度から28年度までの中期的な財政見通しです。右側が試算結果ですが、6ページの上の囲みの部分、「25年度当初予算をベースに、現行税財政制度に基づき試算を行った結果、3か年の収支不足額の合計は1,470億円と非常に多額の収支不足が見込まれる」のが、今の見通しとなっています。以下試算の考え方ということで、1の歳入見込み(1)市税ですが、こちらは25年度の収入見込額をもとに、過去の実績や今後の経済動向などを踏まえて試算を行っています。みどり税については、25年度の課税分まで見込んでおります。

次に2の歳出見込みについては、人件費、公債費、扶助費と主にこの3つが義務的な経費と整理しています。このうち扶助費については、原則として新規事業は見込まずに、25年度当初予算をベースに過去に実績を踏まえて試算を行っています。なお、下に注釈でアスタリスクが2点ありますが、今回「社会保障と税の一体改革」で消費税率の引上げが正式に決まりましたけれども、試算を行った段階では決定をされておりましたので、

試算には反映は行っていません。また、自動車取得税の廃止については、代替財源を措置し、地方財政へは影響を及ぼさないとされているため反映していません。

そうした試算の考え方の下に試算結果の7ページをご覧くださいますと、歳入の中に市税の欄がございますが、25年度の市税の予算額は6,980億円ですが、26年度については7,110億円、27年度7,070億円、28年度7,100億円と一定の回復傾向が見込まれるという試算結果になっています。一方歳出をご覧くださいますと、扶助費については25年度の予算計上額が4,000億円ですが、26年度が4,140億円、27年度が4,220億円、28年度が4,330億円と、高い伸びを示しており、今後3年間においても大きな伸びが予想されます。以下、施設等整備費や行政運営費などのいわゆる任意的な経費については、今後こういった形で予算計上していくのかについて、政策判断による部分があるので、25年度と同額で置いてあります。そうした条件の中で、歳入から歳出の差引欄をご覧くださいますと、26年度が▲420億円、27年度が▲490億円、28年度が▲560億円ということで収支不足が見込まれています。こうした多額の収支不足が見込まれる中、引き続き徹底した事業の見直し等の行政コストの縮減や財源確保に取り組み、確実に解消を図っていく必要があると考えています。

また1ページにお戻りいただき、先程の1(1)中期財政見通しですが、今ご覧いただいたとおり、26年度の収支不足見込額が420億円、直近3か年、予算編成開始時の収支不足見込額については、23年度編成が200億円、24年度編成が270億円、25年度編成が410億円になっており、直近3か年と比較しても26年度以降は、より多くの収支不足額が見込まれることになっています。この26年度の収支不足見込額は、事業の見直しなどにより、こうした過去の収支不足額を解消したうえで、なお生じているもので、中期的な見通しは大変厳しいものと言わざるを得ないものとなっています。

次に資料2をご覧ください。こちらは第7回の税制調査会でご説明させていただいた内容と同じ内容ですので、詳細な説明は省きますが、横浜みどり税は、5か年間で合計決算額が99億円、平均で年20億円程度の歳入額となっています。(2)特別会計「みどり保全創造事業費」決算は、みどり税基金繰入金に、みどり税の収入額について繰り入れて活用を図っています。以下<参考>で緑地保全に係る決算額比較ということで、みどり税導入以前の平成17年～20年度とみどり税導入以後の21～24年度の比較で、事業費ベースで40億円から72億円、導入以前に比べてみどり税を活用して緑地保全の積極的な推進を図ることができたことがご覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

座長 ありがとうございます。質問については行政改革とあわせてしていただければと思います。引続き行政改革の取組状況についてご説明をお願いします。

総務局 総務局しごと改革推進課長 本田と申します。よろしく申し上げます。  
しごと改革推進 前々回の第7回税制調査会におきまして、私どもの方で中心になって行っております事業見直しにつきまして、25年度予算ベースで709件、102億円の見直し効果額があったとご説明させていただいたかと思いますが、本日は予算編成を進めるにあたっての事業見直しについて、資料1の13ページをご覧ください。こちらに事業評価・事業見直し取組方針という形で資料が出ています。この事業見直しの目的なのですが、厳しい財政状況の中、事業所管課が自らが事業を点検・見直しを行い、効率的な行政運営を実現するというところで進めております。予算の事業計画書を作るにあたって、各所管課が自ら事業見直しをするということで、市政運営の透明化を図り説明責任を図っていくというものです。

2の対象事業でございますが、平成25年度は約2,400事業を見直し対象事業とし、事業所管課が自ら見直し・点検をしています。

3の方法ですが、各区・局・統括本部が、全事業について点検・評価を行い、評価結果

を踏まえて見直しを行うという方法をとっております。3 (1) 事業評価の実施ということで、各所管課は事業評価書というものを作ります。予算要求の裏面に事業を評価するという形になっておりまして、事業評価の視点としては、表で(1) 必要性、(2) 妥当性、(3) 有効性、(4) 効率性、(5) 類似性という5つの視点で事業評価を行うという視点で行っております。

平成26年度については、イで新規項目と書いてありますが、外部有識者や市民等外部の視点を反映する仕組みを設けているか確認し、その結果を記載するという、外部の視点を意識した形で評価してもらうという形に変更をしています。

1枚お捲りいただきまして、14ページをご覧ください。(2) 事業見直しの実施ということで、事業見直しの実施ですが、市が実施する必要性が低い事業は、事業の廃止・休止を検討していただきます。課題がある事業・既定の方針等に基づく事業についても、事業の縮小等を検討していただくという形にしております。

4行下をご覧ください。事業所管課だけではなく、各区局に企画担当課や経理担当課がありますので、企画担当・経理担当課においては、各区局の全事業を俯瞰し、区局全体での事業効率化を進め、複数の所管課や事業にまたがる横断的な課題解決に取り組むこととしています。その上で、(3) 全庁的な視点からの総合調整を実施ということで、26年度の予算編成におきましても、全庁的な視点から私どもあるいは財政課に総合調整を行うということですすめております。

15ページをご覧いただきたいと思います。事業見直しの基本方針ということで、まとめであります。いくつか申し上げますと、(1) 市役所内部経費の見直しでは、ア【事務の集約化・効率化】事務の見直しや効率化の点で少しまとめていただく、イ【仕様等の見直し】をしていただく、エ【歳入確保】についても取り組んでいただく、という視点でやっています。

(2) 事業の見直しでは、アの【目的の達成→事業廃止】では、社会情勢の変化等により必要性が低下したものについては廃止を含めて検討していただく、イの【重複事業→整理統合】では、色々な事業が縦割りで出てきて、少し重複しているのではないかというのは、整理統合していただくものです。また、オの【国・県・他都市基準との比較】では事業の水準や補助の水準が、横浜市の水準が妥当なのかどうか、他の都市はどのレベルでやっているのか、という視点を持って行っていただく、クの【外郭団体等に対する財政支援の見直し】では行政改革と言いますと、事業見直しとか外郭団体改革というのが大きな柱になるのですが、外郭団体等に対して補助金や委託料あるいは貸付も行っておりますので、様々な支援につきましても、団体所管課があり方を検討して、見直ししていただくというものです。

(3) 民営化・委託化ですが、福祉分野においても、例えば本市においては、保育所は民間企業にもやっています。最適な主体を選択するため、十分な検証していただいで民営化委託化を推進していただくこともやっています。

最後に(4) 使用料等の見直しですが、使用料等の見直しを行うのは難しいところもあるのですが、事業の本来目的やサービス受益者の状況を十分に踏まえた上で、一部負担を求めるといことも検討していただくという形にしています。

17ページをご覧いただきたいと思います。こちらは人事のセクションが中心となっておりますが、執行体制づくりの留意点という形で、行政ニーズが多様化する中で職員数を抑制することが難しくなってきております。そうした中で、職員配置や組織機構についても、増要素がある中で削減していかなければならないということで、積極的に見直しをしていただくということを、いくつかまとめて留意点ということで、所管に示しております。

行政改革の関係の説明は以上です。

座長 ありがとうございます。我々税制調査会の役割でいうと、冒頭で申し上げたとおり、みどり税という超過課税を行う前提条件が満たされているかどうかというところを、市民の目線というか市民感覚で判断を進めていただくということになります。その上で先生方から今説明いただいた事についてご質問もしくは異議ありましたらお願いしたいと思います。

委員 6ページの社会保障と税の一体改革については算出していないとお話なのですが、社会保障と税の一体改革によって、財源が地方に県から交付されれば、この見込がマイナスではなくプラスになるのでしょうか。

財政担当課長 基本的には、県税交付金として収入されますので、その部分についてはプラスとなりますが、その分地方交付税への影響が見込まれますし、この財源を活用して新たに歳出でどういった対応をしていくか、という影響もありますので、今回消費税分が増収になったから、すぐに収支が好転するというに必ずしも直結するものではないと考えております。

座長 歳入のその他の欄が来年度から急減するのですけれども、この原因は何なのでしょう。300億くらいありますよね。

財政担当課長 その他の欄には県税交付金以外のものも含まれています。

座長 増減率を出すとここが一番落ちるのかなと思うのですが。もちろん、市債はありますが、変動が大きいのもここなのですね。

財政担当課長 25年度は、その他の欄に国の経済対策として地方に交付された「元気交付金」や、臨時的な財源として活用した財政調整基金や各種基金が含まれています。これらは26年度以降活用しない前提で見込んでいますので、そういった部分で差が出ています。少なくとも、県税交付金が大きく変動しているものではありません。

座長 むしろ25年が上振れしているのでしょうか。

財政担当課長 上振れというよりは、臨時的な財源を活用して予算編成を行ったとみていただけたらと思います。

座長 そのところはいかがでしょうか。

委員 7ページの見通しのところで、成長率の前提というのは大体どれぐらいと考えていて、下振れのリスクが大きいのか上振れのリスクが大きいのか、どういう見通しなのでしょう。

財政担当課長 市税の見通しということでしょうか。

星野 はい、その前提となる基礎の部分です。

税制課長 市税収入の見通しについては、今回成長率等については使用しておりません。過去の実績の経過や人口の伸びというもので試算しております。

座長 予算編成前提の成長率とか、マクロ経済動向とかはどこで読まれていますか。

財政担当課長 少なくとも、26年度からの3か年の見通しの中では、成長率ではなく、直近の実績、あるいは人口動態によって試算を行っています。

座長 そんなに凸凹がない形で推計されておりますので、数字を見るとそうなのかなと思います。これは予測なので、なんともですが。その他いかがでしょうか。

委員 13ページで事業評価・事業見直し取組方針を説明していただいたのですけれども、これは非常に一般的な議論で、改めて質問をさせていただきたいと思っています。

というのは、超過課税をしてみどりアップ推進という形で新しい事業を行うために市民の皆さんに負担を求めているわけなので、その前提としては、一般財源としてやるにはどうしても収入が足りない。あるいは、逆に言いますと事業の方が一生懸命で削減しているのだけれども、どうしても事業ができないということがあって、超過課税をやるというこ

とになっているわけです。

一言でいうと、事業評価・事業見直し取組方針のところにおっしゃる通りで厳しい財政状況にあるのだとは書かれているのですが、問題はどこをどういう風に切り詰めたかということをお話ししていただきたい。

座長 ありがとうございます。多分、しごと推進課の方からすると、第7回の通りだということですよ。資料の2と3のことです。

委員 これのことですか。

座長 これのうえで、元になる考え方をご説明いただいたということですね。

総務局 私どもは継続的に事業見直しというものを行っているのですが、みどり税を導入しごと改革推進するにあたって、議会の方から附帯意見をいただきまして、事業見直しだけではなくて事務の見直しというものも入っている。事務事業の見直しをしなさいと言う意見を議会から頂戴しまして、従前もやっていたのですが、さらに強力で推し進めるということで取り組んできております。

座長 今回ご説明いただかなかったのですが、資料3のところでは効果額の出し方というのもどこの自治体でやっても中々難しい、都合の良い数字になるのですが、この数字が出て、元になったのが今日説明いただいたやり方なので、一応前回ご報告いただいておりますので、今日のところはやり方でどうこうという点で質問があればお願いします。

主税部長 若干補足しますと、資料3については第7回の調査会の資料をご用意させていただいて、これまで21年度以降どういう形で行政改革を事務事業の見直しを行ってきたかということです。先ほど説明いただいた資料3は、来年度に向けて事務事業の見直しを行っていくというものになります。

座長 これは報告書には使いますか。

税制課企画係長 使います。

座長 事業評価・事業見直しのやり方は試行錯誤で、我々も色々なところで仕事をやらされているので色々言えるのですが、どれが正解は大変難しいです。しかも成果・数字は一応いただいているので信用するとしてこうやっていますということです。毎回いろいろ超過課税・法定外税を作る前提条件なので、これが成立しないと税はやってはいけなくて我々は申し上げますが、一応こうやってお説明をいただいたうえで努力しているというところが判断できるのであれば、後はよく申し上げるのは、あとは市長を信じるしかない、我々とする努力をされていて真剣にご説明をいただいたというところがあれば、みどり税の前提条件として、我々は信頼しましょうと、財政局長それでよろしいでしょうか。

財政局長 我々も、この部分については精一杯やっていかなければならないと思います。それが市民に対する説明責任あるいは実際の実行責任と考えておりますので、きちんとした決意でやっていきたいと思っております。

座長 今後の検証は市民の方は続けなければならないですが、現時点ではよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。次に進みたいと思っております。

税の仕組みの部分についてです。残る論点としまして、資料4の横浜みどり税の税制に係る検討というところになります。課税手法・納税義務者・課税期間等についてです。前回議論に入らなかった部分ですとか、市民参画についてですとか、資料5の固定資産税・都市計画税の軽減措置について検討をしなければいけません。特に大事な部分もありますので、税制課長にご説明をいただいた上で審議をしていただければと思います。それではお願いします。

税制課長 それでは、「横浜みどり税の税制に係る検討」について残された論点について説明をさせていただきます。「横浜みどり税の税制に係る検討」については前回もご議論をいただきま

したが、論点として次の3点ほど残っておりますので、今回ご議論をお願いしたいと思います

資料4と右肩に入っております資料の4ページになります。(3)②の「現行の横浜みどり税において、特例として行ってきた欠損法人の課税免除措置について、どのように考えたら良いか」という点です。

欠損法人の課税免除措置については、これまでもご議論いただきまして、基本的には、税の公平性の観点からは望ましくないという整理をされています。今回、前段で財政状況や行政改革の状況についてご確認をいただいたところですが、これを受けて、改めて考え方等を変更するかどうかといったところが論点となるかと思えます。

また、前回の会議においては、法人に税負担を求めることについてどう考えるかといったことが議論となりました。このことについては、法人は、事業活動において緑の保全・創造による便益を受けているので、このため課税する理屈は整理できているということになりました。この点について、若干補足させていただきますと、8月に行われた税制調査会の第7回の会議の際に、現行みどり税の検証を行いました。この時の資料1の5ページになりますが、法人に負担を求めることの整理を行った記述があります。これは税制調査会の前身である税制研究会の最終報告書の内容を引用したのですが、大まかに言いますと、「緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。このような点を考慮すると、多くの市民に広く薄く税負担を求める方法によることがふさわしい」とまとめている。今回もこれと同様であるということを確認させていただければと思います。

続いて、二点目は、同じく資料の4ページの④になりますが、「横浜みどり税の課税期間終了後において、みどり基金に生じる残高の取扱いについては、どのように考えたら良いか。」という点です。

基金の存続期間については、これまでも議論になってきたところですが、今回、改めて財政状況や行政改革の状況の説明があり整理ができたところですので、これを受けて、改めてこれまでの議論に変更がないかどうか検討していただければと思います。

最後の三点目は、「施策誘導を目的とした固定資産税等の軽減措置については、どのように考えたら良いか。」という点になります。こちらについては、今回新たに資料5として資料をご用意いたしましたので、ご覧ください。

第7回税制調査会の際にもご説明いたしましたが、今回改めてご説明させていただきます。

まず①の「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」と②「基準以上の緑化に対する軽減措置」の2点でございます。

まず①の「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税の軽減措置」ですが、制度の概要としましては、「1,000㎡以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間継続して利用する契約を横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する」というものでございます。

続いて、②の「基準以上の緑化に対する軽減措置」になります。制度の概要としましては、「敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を横浜市と10年間保全する契約を締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減する」というものでございます。

さらにおめくり頂いて、4ページになりますが、固定資産税・都市計画税の軽減措置の考え方について、税制研究会最終報告書では、「課税自主権の具体的な活用方策としては、①施策に必要となる財源確保に向けた新税（既存法定税目への超過課税、法定外税）、②税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）、③施策誘導を目的とした税負担の軽減の3つがある。」、また、「課税自主権の活用方策としては、新税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットで実施していくことが適当である。」とされています。

なお、使途と税率についてはこの後ご検討いただきます。説明は以上になります。今ご説明した3つの論点について、ご検討のほど、よろしくお願い致します。

座長 本日は、税の仕組みについてのご検討点は3点で、次回送りにするのは、税率のみです。税率は充当事業を決めない限り検討できませんので、これだけは次回になります。本日は、残っている4点のうち3点について結論を出したいと思います。ご説明いただいた順番に議論を行いたいと思います。1つ目は、資料4の4ページ②の特例として行ってきました、欠損法人の課税免除措置についてどう考えるかです。前回から「特例はしない方が公平だ」というお話がでていましたけれども、いかがでしょうか。

委員 公平の観点から行きますと、個人だけではなく法人にも、また、欠損法人についても負担していただいた方が望ましいのではないかと思います。しかし、産業の育成や商業活動を阻害してもいけませんので、斟酌する必要があるかと思えます。例えばヨーロッパのエネルギー税は、個人に重い負担をかけていて、法人には、大企業ほど負担をかけないという仕組みをとっています。その代わりに厳しい環境基準を達成してもらうという条件を付けています。そのようなやり方もあると思います。しかし、日本ではそのような事はされていけませんので、そこに挑戦するのかどうかというのは、一つの検討課題だと思います。

座長 ご指摘いただいたのは、我々とする、欠損法人の特例扱いはすべきではないという意見ですが、もしも、欠損法人の特例扱いをするのであれば、なぜ特例扱いをするのかという政策目的を明らかにするのが筋だというご指摘だと思います。単に産業育成・保護といってしまうと政策目的がぼやけてしまいますので、明確な政策目的あるいは、企業の大小にかかわるのかもしれませんが、中小企業と大企業と政策目的が別になることも考えられますので、単純に産業への配慮ということだと、上滑りになってしまう可能性はあります。欠損法人の特例扱いをやるのであれば、「こういうものに役に立つ」ため、欠損法人は大企業を含めて特別扱いしましょう、とする。あるいは、産業の保護・育成ということであれば、少なくとも大企業は特例から外しましょう、ということもありかもしれません。中小企業の育成というのは、市町村にとっては、大事な課題ですから。

委員 競争力とか、そのような切り口もあると思います。

座長 義務や努力をしたところには特例を認めましょう、ということだと、市民の方も不公平だとは思わないと思います。現状を見ると、そのへんがはっきりされずに特例扱いがされているのではないかと、というご指摘は、私もそのように思います。

委員 個人の受益に対して超過課税を行うということは、前回も大きな問題はなかったと思います。しかし、法人の受益に対して超過課税を行うということは、議論になったと思います。そこで、元々どのような考え方だったのかという事を考え直してみました。3ページを見ていただきたいのですが、本来的には、緑を保全していくということは、行政需要を超える水準のコストが必然的にかかります。その緑の総量が維持されると、その質的価値が向上することになります。この質的価値の向上が対価として個人あるいは法人に個別的に帰属できるのであれば、そのような課税を考えればよかったですけれども、こういう緑の総量の維持で発生するような質的な価値というのは、個別的な報奨関係は見ることができないうで、全体的な利益が全ての者に及ぶようなものであるから、基本的に受益を負担しても

らうために、皆さんに全体としての負担をしてもらうということで、住民税の超過課税という形で行ったと記憶しています。そう考えると、質的価値が全体に及ぶといったときに、個人だけではなく、そこで創業している企業にも価値の増加分が発生するということが予想されるので、その増加分を法人の皆さんにも負担していただきましょうという考え方でした。だから、そのように考えると、超過課税を行う時の受益の個別的な対応関係ではなく、全体的な受益の増加分を超過課税するという考え方に立っていたので、その負担を求めるといふことになるのは必然的に公平に取扱いすることになり、個人だけではなく、法人にも負担していただくというというのが正しいと思います。特別な取扱いをするという時には、政策目標をはっきりさせて、その効果にどのような効果があるのか、その効果が負担すべき人々に対してどのような配慮をするかということを決めて、減税措置・免除措置を別途考えるというように切り分ければ良いと思います。

座長 切り分けた上で、明確に打ち出して効果も含めて言えないのであれば、やるべきではないということですね。もう1つの考え方として、政策税制についてですが、個人の場合には、受益不可分なので全員で負担しましょう、ただ課税最低限は外しますということになります。これを横並びで行くと、現行やっている欠損法人が課税最低限に相当するののかというと、質的に異なると思います。しかし、おそらく市会で決まった時には、横並びということでそのようなイメージがあったのだと思いますけれども、個人の課税最低限と欠損法人とは同列に扱ってはおかしいと思います。きちんとデータを出してお話しないといけないうのですけれども、欠損になっているけれども、売り上げが相当大きくて、資本金も相当大きくてというところが入っていると推測されます。そうすると明らかに不公平だろうという話になってきますので、2番目の考え方でいくのであれば、個人の課税最低限とせめて横並びになるところに限るという事です。売上高で切るのか、資本金で切るのか、ということも考えられますので、その部分をきちっとつめないで、安易に欠損法人全てというのは、我々からするとやりすぎだと思うのですが、どうでしょうか。これが2つ目の論点ですね、課税最低限横並び論です。市会の先生がどちらで議論するのかわかりませんが、いずれについても、相当に注意深く行っていただきたいという事です。1点目であれば、政策目的効果をはっきりさせてください、2点目であれば、個人と横並びの課税最低限というのは、どういうものなのか、それを超えないようにしていただきたいということだということになろうかと思ひます。

委員 欠損法人の課税免除を導入している論拠としましては、経済状況が非常に悪かったということだったと思うのですが、先ほど、今後の横浜の見通しでも、「回復している」ということだったので、その面の条件というのもクリアしていると思ひます。

座長 経済状況はきちっと経済状況として見ていただきたい。政治状況と経済状況を混同しないでいただきたいということだす。

それでは、2番目の論点に行きたいと思ひますが、ある程度方向性が出されているので、確認になります。超過課税は、5年の期間を設定していきます。それに対して基金の存続期間について、我々は何も申し上げてこなかったのですが、公有地への買取りだということだすと、課税の5年と基金の存続期間はシンクロしないということだよろしいでしょうか。

委員 そのとおりだす。

座長 もうあと一歩言うとしたら、指定したところが「買ってくれ」と言ってきた時に間違いなく対応できなければいけない。

財政局長 指定されたところの買取請求があったときの行政側の対応が法律上どうなっているかを説明させます。

環境創造局 みどりアップ推進部長	買取りについては、特別緑地保全地区という指定地での買取りが多くなっています。この制度は、都市緑地法という法律に基づいて設けられている制度です。特別緑地保全地区では土地利用の制限が非常に厳しくなっています。その地区内では様々な行為をする場合には行為許可を市長から得ないといけないこととなっています。一般的には、日常的な管理、例えば枝が邪魔になっているので切りたいというようなことは、認めているのですが、そこを大きく改変するような行為は、認めておりません。法律の中では、行為の申請について不許可にした場合には、その代償をしなさいということになっております。補償という事です。その補償は、具体的に買取りということです。法律で所有者から買取りの申出ができることになっており、申出があった場合には、買取りをする、という規定を設けています。横浜市でも特別緑地保全地区に指定したところから買取希望があれば対応しなければいけないということになっています。
座長	条例上どうするかということですね。基金だけで対応するのか、一般財源でも対応するか。
財政局長	指定したところで、今後の買取見込み額を全て基金で残そうとすると難しいと思います。ただ、行政としては、横浜みどり税の有無にかかわらず、その他の財源、一般財源を活用して対応しなくてはいけない分は、外の予算と同じように予算措置をしていくこととなります。横浜みどり税が無くなった場合、行政として連続性を持たせないといけないと思います。それは、買取り請求に対する行政としての立場は、みどり税や基金の有無にかかわらず、基金があろうが無かろうが、対応しなければなりません。むしろ、当初の議論として基金を残すのはおかしい、使い切るべきであるという議論がありました。ただ、先生方からご指摘いただいたとおり、必ずしもそうではないということなので、一定額が基金に残高があっても、みどり税の使い方はおかしくない、ということが共有していただければ、そこは基金の性格付けとして踏み込んだ部分になると思います。
環境創造局 みどりアップ推進部長	買取りに当たって、不測の事態における買取希望に優先して対応していくということも私も行っております。不測の事態というものには年度年度により波打ってくると思います。基金自体が、財源の年度間調整をする目的としておりますので、そういう面から言っても、基金の中に一定程度残っていてもいいだろうと思います。
座長	今のお話を伺いますと、自治体・行政の単年度主義でやっているところで、継続性をいかに図るかということで、我々からすると継続性を図る部分的な効果にしる、基金の意義を認めることについて、その考え方を報告書に載せたいと思います。
委員	確認させていただきたいのですが、緑地保全制度というのは、「これからの緑の取組」の11ページに記載がありますが、みどり税があるなしに関わらず、市町村で行う制度のはずなので、当然に都市緑化法や首都圏近郊緑地保全法のもとに市に対して買取りの申請ができるわけです。一般財源で対応するのが本来であります。横浜市の場合には、みどり税をよりよいサービスを市民に提供するという事で超過課税をしているわけですから、財源的には上乘せ分として出たわけです。この計画が5年間終わった時に全部使い切ることが起こらなくても当然の話になります。次年度以降、つまり5年経過した後、みどり税の基金を使えるということが、みどり税が有効に働いたということになります。そのように整理しておければいいと思います。基金で残るという事は、むしろみどり税が良い税金として利用されてきちんと管理されているという証明になるような気がします。全く問題ないと思います。
座長	緑地保全制度を一步進めることが、みどり税そのものの出発点です。みどり税とはなにかと聞かれたら、緑地保全制度の全国のさきがけの頭飛び出た部分ですという説明になります。この基金の性格については、かなり明確になったと思います。

では、残っている3点目ですけれども、資料5の固定資産税・都市計画税の軽減措置です。みどり税に伴って作りましたけれども、いかがかでしょうか。絶対に確認をしておかなければならないことですが、軽減措置を適用するために申請してきて、認めた後に守らない人はいるのでしょうか。

環境創造局  
みどりアップ推進部長  
座長  
税制課企画係長

現在のところそのような状況は発生していません。

軽減している土地は、何か所ぐらいありますか。

税制調査会第7回の資料3になります。農業用施設用地については、5年間で120件、1.5ha、基準緑化については、325件、38.7ha、となっています。

座長  
税制課企画係長

そもそもの考え方を改めてご説明いただきたいと思います。

制度の説明は、先ほど申し上げたとおりです。施策誘導という形で、農業用施設用地については、宅地の中にあれば、宅地並みの課税がされるのが普通ですが、宅地内にあるトラクターの置き場など農業用施設用地は、農地にあれば安くなるので、それと同額の税額にするというインセンティブを与えます。そういったことで、農業用施設用地であるものを他の用途に転用されないように、引き続き農業を続けていただくということで、インセンティブとして使うということです。同様に基準以上の緑化というのも、緑化の面積の一定の基準を定めていますが、それよりも多めに緑地を作った場合については、建築物の敷地の上乗せした部分を軽減します、と先ほどと同様にインセンティブを図るというのが、二つの制度の趣旨です。

座長

二番目は、産業配慮がありますので、こちらでも法人に配慮しているというのは、明確ですので、合わせ技で、必ずメインの考えとは言いにくいですが、大規模なところで緑を増やせば割引します、片方では、みどり税も払ってくださいという考えになります。

委員  
座長

軽減額は大きくなりますね。

累計は多いです。

環境創造局  
みどりアップ推進部長

固定資産税の軽減措置ですが、建築物緑化保全契約の方ですが、基準以上の緑化をさせていただいている面積が、4年間で約37haということです。緑を作っていくという観点でいえば、基準以上にこれだけ作られているということは、非常に大きな成果だと思います。

座長

みどり税の創出・維持についても効果があったと併せてご理解ください。

環境創造局  
農政担当部長

農地の方も、120件と言いましたが、面積で言うと、110haが守られています。1.5haの施設用地を減額しながら、農地としては110haが守られています。

座長

宅地が農地扱いになるわけですから、それなりにインセンティブは大きいと思います。地権者にとっては、効果は大きいと思います。効果もそれなりにありますので、このまま継続でよろしいと思います。資料をありがとうございます。急な質問をいたしました。これで確認をさせていただいたということになります。

それでは、本日最後のテーマになりますけれども、「これからの緑の取組」とみどり税の対応について、考えていきたいです。まずは、前回の最後に我々から、「これからの緑の取組」とみどり税の対応を一覧にしてくださいとリクエストをさせていただきました。ということで、一覧表をお作りいただきましたので、そこからご説明いただければと思います。お願いします。

環境創造局政策課みどり政策調整担当課長の田口でございます。よろしくお願いたします。それでは、お手元に、配布させていただいています資料6をご覧ください。

環境創造局

まず最初に、資料の見方について説明いたします。

表の左から、「事業」「取組」「5か年目標」と3列あります。これは、お手元にあります「これからの緑の取組(案)」の36ページから38ページの『取組一覧・事業費』の記載内容をそのまま転記したものです。

4列目に「取組内容」を示しています。

5列目が、「現行計画との比較」ということで、26年度以降の取組案で示している取組が、現行の『みどりアップ計画 新規・拡充施策』と比較して、継続する取組であるのか、新規の取組であるのか、または内容を一部変更して継続する取組であるのか、の3つの分類で示しています。

一部変更の取組については、「取組内容」の欄に※(こめじるし)で、その内容を説明させていただきます。

続きまして、6列目の「取組の種別」ですが、取組案のそれぞれの取組が、前回の税制調査会でご確認いただいたみどり税の用途の4項目の①として「樹林地・農地の確実な担保(公有地化)」、②として「身近な緑化の推進」、③として「維持管理の充実によるみどりの質の向上」、④として「ボランティアなど市民参加の促進につながる事業」のいずれに該当するかを分類して示しています。

また、①～④の用途に該当しない取組、いわゆるみどり税を充当しないであろう事業につきましては⑤として示しています。

7列目の「現行計画 みどり税」は、取組案に対応している現行計画の取組が、みどり税の充当事業であるのか、非充当の事業であるのかを示しています。

なお、現行計画にない新規の取組は「-【横バー】」、現在一般会計で実施している農業関係の取組は、「一般会計」と示しています。

それでは、資料の内容について説明させていただきます。

資料6の1ページ、「施策の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む」です。

事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」ですが、「緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全」、「所有者の不測の事態等による買取り」、「保全した樹林地の整備」に取り組みます。

この取組は、26年度以降も、根幹となる取組として継続して実施していきます。

取組の種別は①とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

次に、事業②「生物多様性・安全性に配慮した森づくり」です。

取組の(1)森づくりガイドライン等を活用した森の育成ですが、維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用した維持管理や、森ごとに具体的な管理の計画を定めた保全管理計画に基づく森づくりを、都市公園内のまとまった樹林地を対象に追加して、継続して実施します。

取組の種別ですが、これらの取組は、樹林地を確実に担保する緑地保全制度による地区指定に直接結び付く取組であることから、民有樹林地での取組を①、公有地化されている市有緑地や都市公園の樹林地での取組を③として、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(2)指定された樹林地における維持管理の支援ですが、指定した樹林地の外周部などで所有者が行う管理作業の支援を、新規に指定した樹林地への支援内容を充実させ、継続して行います。

取組の種別ですが、緑地保全制度による地区指定を推進することで、確実な担保につながることから①とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上ですが、防災や安全面の対策が必要な緑地の法面の整備を継続して実施します。この取組の種別は③とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(4) 間伐材の有効活用ですが、チップの貸出しなどにより、間伐材の有効活用を継続して推進するとともに、バイオマスエネルギーとしての活用も含め、その活用方法についての検討を進めます。このため、取組の種別は③とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

次に、事業③「森を育む人材の育成」についてです。

(1) 森づくりを担う人材の育成ですが、森づくり活動に取り組む団体を対象に、活動団体のスキルアップにつながる研修などに継続して取組めます。

(2) 森づくり活動団体への支援ですが、活動に対する助成や道具の貸出しなどの取組を継続して行います。

活動団体への支援では、都市公園の樹林で活動する公園愛護会も支援の対象に追加しています。

取組の種別ですが、それぞれ④としていますが、③にもつながる取組であることから、カッコ書きで示しています。現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

2 ページをご覧ください。

事業④「市民が森に関わるきっかけづくり」についてです。

(1) 森の楽しみづくりですが、市民が森に関わるきっかけとなる親子で参加できるイベントの実施や、森を楽しむための自然解説やプログラムを企画・運営できるリーダーとしての人材育成に継続して取組めます。

取組の種別は④とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(2) 森に関する情報発信ですが、市民の森などのガイドマップの作成を継続して実施するとともに、現行計画で整備を進めているウェルカムセンターにおいて、展示解説や環境学習の機会の提供等を、企業と連携しながら行います。

取組の種別ですが、現行計画では、ガイドマップの作成はみどり税を充当、ウェルカムセンターの整備はみどり税非充当で実施していることから、ガイドマップの作成を④、ウェルカムセンターの運営を⑤としています。

3 ページをご覧ください。

「取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる」についてです。

26年度以降の取組では、農景観の保全に直接つながる取組、市民が農を実感できる取組を緑施策として位置づけています。農業経営を支援する取組は、農業振興策として一般会計の事業で取り組んでいくよう整理しています。

このため、取組の柱2では、現在、みどりアップ計画とは別に一般会計で実施している取組を、26年度以降の取組に一部移行して実施します。

この取組については、「現行計画との比較」の列において、カッコ書きで『一般会計から移行』と記載しています。

事業①「良好な農景観の保全」についてです。

(1) 水田の保全ですが、水稲の作付を10年間継続することを条件に奨励金を交付する取組を継続していくとともに、良好な水田景観を保全するために不可欠な水源を確保する

取組を、一般会計の事業から移行して実施します。

取組の種別ですが、水田の保全は確実な担保につながり、農景観が保全される取組でもあることから①とし、水源の確保は⑤としています。現行計画では、水田の保全はみどり税充当、水源の確保は一般会計で実施しています。

(2) 特定農業用施設保全契約の締結ですが、農業用施設用地の固定資産税等の軽減措置を継続して行います。

(3) 農景観を良好に維持する取組の支援ですが、取組内容が3つあります。

一つ目の取組ですが、まとまりのある農地を良好に保全する地域の団体の取組に支援します。

取組の種別は⑤とし、現行計画ではみどり税非充当で実施しています。

二つ目の取組ですが、農地周辺への不法投棄対策を行います。取組の種別は③とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

三つ目の取組ですが、牧草の栽培奨励による土埃(つちぼこり)の発生を予防・解消する取組や、団体に共同利用する管理用設備の整備などを支援します。

取組の種別は③とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(4) 多様な主体による農地の利用促進ですが、農地の長期間の貸し借りの促進を図るとともに、遊休化した農地を市が一時的に借り受けて復元し、利用希望者への貸付けの促進を継続して行います。

取組の種別ですが、農地の貸付は、良好な状態で農地が保全され、確実な担保につながる取組であることから①とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

次に、事業②「農とふれあう場づくり」についてです。

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設ですが、取組内容が3つあります。

一つ目の取組ですが、市民が身近な所で気軽に農とふれあう場を提供する収穫体験農園の開設支援を継続して行います。

取組の種別は④とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

二つ目の取組ですが、栽培収穫体験ファームなど、市民農園の開設支援を一般会計から移行して行います。

取組の種別は⑤としています。

三つ目の取組ですが、所有者による管理が難しくなった農地等を市が買取るなどして、農園付公園の整備を継続して行います。

取組の種別ですが、確実な担保が図られることから①とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進についてです。

取組内容が4つあります。横浜ふるさと村などで農体験教室の実施や、市民に横浜の農を知ってもらうめぐりツアーの開催、農家と地域住民の協働により、地域の農環境の保全を図る取組の支援や、講座の実施による農体験の場の提供と援農を推進します。いずれも一般会計から移行して実施します。

取組の種別は⑤としています。

4ページをご覧ください。

施策2 地産地消の推進で取り組む③と④の事業がありますが、取組の種別を全て⑤としています。

5 ページをご覧ください。

取組の柱3「市民が実感できる緑をつくる」についてです。

事業①「民有地での緑の創出」ですが、

(1) 民有地における緑化の助成は、条例等の基準以上の緑化を行った事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。

また、新たに、緑の少ない区での公開性が高い緑化や、多くの方の目に触れやすい場所の緑化に対する支援も充実させ、維持管理費についての助成も行うようにしているため、一部変更としています。

取組の種別は、②としていますが、③にもつながる取組であることから、カッコ書きで示しています。現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(2) 建築物緑化保全契約の締結ですが、条例等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減措置を継続して行います。

(3) 名木古木の保存ですが、地域住民に古くから親しまれている樹木を指定し、維持管理に必要な費用の助成を、継続して行います。

取組の種別は③とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

(4) 人生記念樹の配布ですが、人生の節目である出生(しゅっせい)や結婚などの記念に苗木を無料で配布する取組を継続して行います。取組の種別は②とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

続きまして、事業②「公共施設・公有地での緑の創出」についてです。

(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理ですが、公共施設などで、視認性が高く、多くの市民が実感できる緑を創出するとともに、適切な維持管理を継続して実施します。

取組の種別ですが、現行計画では公共施設の緑化はみどり税を充当しないで実施していますが、「これからの取組案」では、市民が実感できる緑の創出になることから②としています。また、③にもつながる取組であることから、カッコ書きで示しています。

(2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出ですが、新たな取組として、緑の少ない区などを対象に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換の機会などをとらえて用地を確保し、緑豊かな公園を整備することにより緑を創出します。

この取組は、山手の土地取得と緑化の事例と同じ内容です。

取組の種別ですが、公有地化により緑を確実に担保する取組ですので①としました。また、②にもつながる取組であることから、カッコ書きで示しています。

(3) いきいきとした街路樹づくりですが、市民が目にする機会が多い街路樹を良好に育成するため、せん定などの維持管理を通常の維持管理に上乗せして実施します。特に、都心臨海部や区の代表的な街路樹については、より重点を置いて実施することとしました。

取組の種別は③とし、現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

6 ページをご覧ください。

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進についてです。

事業③市民協働による緑のまちづくりの取組の、(1) 地域緑のまちづくりですが、地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で継続して進めます。

取組の種別は、②としていますが、③や④にもつながる取組であることから、カッコ書きで示しています。現行計画ではみどり税を充当して実施しています。

事業④「子どもを育む空間での緑の創出」ですが、子供を育む空間である保育園・幼稚園・小中学校において、園庭・校庭の芝生化を進めるとともに、ビオトープの整備や植栽、花壇づくりも対象とするため、一部変更としています。取組の種別は、②としています。

また、芝生等の維持管理に対する支援も行います。

取組の種別は②とし、③にもつながる取組であることからカッコ書きで示しています

事業⑤「緑や花による魅力・賑わいの創出」ですが、新たな取組として、多くの市民や観光客が訪れるエリアである都心臨海部において、公共施設を中心に緑や花による空間演出や、質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげる取組を行います。

取組の種別は、②としていますが、③にもつながる取組であることから、カッコ書きで示しています。

最後に、「効果的な広報の展開」についてですが、取組の内容や実績について、様々な媒体や手法を用いて効果的に市民への広報を行います。

取組の種別は⑤とし、現行計画ではみどり税非充当で実施しています。

以上で資料6の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1点補足ですが、6列目に「取組の種別」ということがあります。これは、環境創造局からも説明があったように、前回整理した使途の4種類ということですが、念のためということで、今回お配りした資料4の6ページをお開きください。こちらに使途ということで次の4種類に整理という1、2、3、4とあります。※マークがついていまして、「なお、施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業については超過課税の使途からもともと除外されている」ということがありますので、この点補足させていただきたいと思います。

ありがとうございます。今ご説明いただいた資料の6列目のところに⑤とありますけれども、これはみどり税を充てないという印になりますので、①～④まで我々がOKと言った範囲です。すなわち今日は、「これからの緑の取組（案）」の事業を一覧にさせていただいたうえで、そのうちのどの部分にみどり税を充てるのか、①～④の番号ですね、しかもその種別が何かということをお示しいただいたので、⑤のところについては、一応参考としてお出しただいてはおりますが、みどり税の対象としないということになっています。

まず、1点だけ以前に発言があった部分の確認ですが、「地産地消」というのはみどり税を支払う市民の方からすると違和感があるのではないかとということで議論が出ました。その結果として今回、4ページを見ていただければわかりますが、今回ここは全て⑤になっているということでご確認ください。よろしいですね。

それでは、今ご説明いただいたところ全てについて、やはり超過課税の元は全てここです。一つ一つが市民の感覚から言って納得できるのであれば税としてやりましょうということになります。言葉の定義も含めて意見をお願いします。どこからでも何なりと、これはどうなのですかとかおかしくないですかということでご指摘ください。

金額の確認ですが、前回いただいた「これからの緑の取組（案）」の39ページに事業費が合計で485億とあったのですが、それが今回は、今ご説明いただいた資料の一番上にある366億円となったという理解でいいでしょうか。

366億円は施策の柱1の部分になりますので、「これからの緑の取組（案）」の39ページを見ていただくと、取組の柱1の「市民とともに次世代につなぐ森を育む」で366億円となっています。この柱を3つ足していただいて、効果的な広報を足していただくと、最終

税制課企画係長

座 長

委 員

環境創造局  
政策課担当課長

的には 485 億円という数字が出てきます。

委員  
環境創造局  
政策課担当課長  
座長  
主税部長

そうすると今日出していただいている事業費も同じ金額になるということですか。

はい。

全く同じ数字になっています。

補足しますと、「これからの緑の取組（案）」の 39 ページの表の「取組」下にある網掛けをしている取組の柱 1 の「市民とともに次世代につなぐ森を育む」の右の欄が 366 億円となっており、今日お出しした資料 6 の 1 ページの一番上の施策の柱 1 の「市民とともに次世代につなぐ森を育む」も 366 億円となっています。柱のトータルとしてご理解いただければと思います。

委員  
座長

そうすると前回作っていただいたものから今回外したものはいいのですか。

前回出していただいた「これからの緑の取組（案）」の 39 ページにはいわゆる区分がありませんので、この中のそれぞれの事業が①～④に該当するのか、しないのであれば⑤をふってくださいということで分けていただいたのが今回の資料 6 になります。

委員  
座長

そうすると⑤を除いた金額はどうなるのですか。

⑤を除くと今のところ総額でいくらになるのですか。

環境創造局  
みどりアップ推  
進部長

基本的に総事業費は変わっていません。どこに財源を求めるかというだけですので変わっていません。

座長

事業ごとの内訳にはなっていないですね。

環境創造局  
みどりアップ推  
進部長

事業ごとの内訳にはなっていないです。

座長

いずれにしても総額も含めて、最終的には議会審議になるので、多少の変動は予測されます。

ですから我々の役割からすると、⑤のところはある程度除いていただいて構いませんので、①、②、③、④とふられたところがみどり税充当ということで、市民からして違和感がないかどうかということになります。当然柱は 1 ページ目になるということは繰り返し述べてきたところになります。改めて事業の範囲が決まれば、また次回それぞれの、例えば施策の柱の 1 番がどのくらいかという割合をお出しいただくことになると思いますが、本日のところは中身でまずはご覧ください。

あるいは言葉遣いについてでもいいかと思えます。私のほうから質問させていただきたいのですが、一番難しい使途の 4 つの区分けの中で、1 番目と 2 番目ははっきりとしているのですが、3 番目の「質の向上」というのがどういう言葉遣いなのかと、あるいは区分けをする場合に 1 番に該当するものは良くわかりますが、残りの 2、3、4 のどれにするかという時の考え方を聞かせていただければと思います。

環境創造局  
みどりアップ推  
進部長

3 番目に「維持管理の充実による」と書いてありますけれども、緑というのはきちんとした維持管理をしなくてはならないと思っています。育てながら管理するということです。

そういった質の部分はどう考えるのかですが、緑としてのその機能をきちんと発揮できる、今発揮している機能をそれ以上に拡充していくということだと思っています。「これからの緑の取組（案）」の 3 ページに、「暮らしを支える緑の存在」ということで、緑の多様な機能としていくつか事例を書かせていただいています。よく耳にする言葉だと防災機能や生物多様性の保全、あるいは農地で言えば食料供給機能が代表的なものとしてあります。食料の供給機能から言えば、農地では、農体験の場の提供や景観形成がさらに街のにぎわ

いを作るという機能があると思っています。そして、「これからの緑の取組（案）」の5ページになりますが、そういった中で、質の向上の代表として、5ページに4つほどコマがある中の一番右上に「生物多様性の向上など緑の質を充実させることが必要です」と書いてあります。そこで写真付きで、この4年間で400haを超える樹林地を保全してきたのですが、手入れがされていない樹林も多くあります。こういったものをきちんと手入れして、緑の機能をきちんと発揮させていくようにする、あるいは現在良好なものでもさらにより良い機能を発揮していくようにする必要があるのでと考えています。

長くなりましたが、そういった意味で「質の向上」というのは、緑の機能をきちんと発揮、さらに拡充していくということで考えています。以上でございます。

座長 ありがとうございます。この辺を我々がはっきりさせて市民の方にお伝えしないと、考え方が一番難しいのがここで、例えばどこの自治体でもよくやっていますが、民有地で大きな木の保存に補助金を出すということがあります。これもここで言うと一覧表の5ページの上から3つ目のところで③となっています。説明するときにより丁寧にする何かを考えなければならぬと思います。あるいは、資料6の1ページ目に戻っていただいて、「間伐材」という項目がありますが、これは質の維持かなと思います。素人考えでも間伐しないと緑がダメになりますよというのはよくわかるので、これはぴったりかなと思います。しかしその上を見ると、「防災・安全」と書いてあるので、しかもそこに生物多様性が書いてあって、生物多様性や防災・安全と色々な要素がここに混ざっていてこれは何なのかということになる。おそらくご説明をお願いすれば説明していただければいいと思いますが、ちょっとこの③の区分が難しいかなと感じました。市会あたりでもきちんと説明しないと難しいのかなという気がしています。

環境創造局 政策調整部長 今回の先生のご意見に対して、生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上ということで法面の整備をあげていますが、通常の法面の整備ですとコンクリートブロック等による法保護の方法を選定するのが経済性・施行性からして通常です。そこに例えば、植栽ができる形の法面にして、緑が一体となった法面をつくることで緑の豊かな法面にして生物多様性にも寄与するというような形で、プラスアルファの部分にみどり税を充当させていただいて、地域の多様性を保全する。こういう形で質の向上を図るということです。

座長 今回の説明をお聞きすると②ではないかと思うのですが。

②の部分と③の部分の両方があります。

環境創造局 政策調整部長 横浜の場合は緑自体が斜面地にあるのが特徴で、そういったところの緑も保全しているわけで、なおかつ安全性も確保しなければならないという場合には、政策調整部長が説明したようなことを配慮して提供していこうということです。

座長 私は批判しているわけではないです。ただ、この部分は丁寧に説明しないと、これだけ要素が突っ込まれてしまうとどうしても質問したくなる気はします。

他にいかがでしょうか。我々のところで事前に中身を明らかにしておいた方が説明もしやすく理解も得られると思います。

委員 資料6の3ページの良好な農景観の保全のところですが、⑤で非充当になっているところと充当するものとの考え方の整理はどのように行ったのですか。

座長 (3)のことですね。農景観のところでは非充当部分と充当部分の分けについて、確かに言葉だけ読んでもよくわからないところはわからないです。

環境創造局 農地保全課長 黒丸が3つあるうちの一番上の「良好に維持されている農地」は、団体の取組に対して支援しますというところで、これが⑤に該当します。その他は③でみどり税充当になりますが、この違いはどこかといいますと、一番上の団体の取組については、これまでもそれ

ぞれの団体がやっているところがありましたが、支援はしていませんでした。農地は今新しくできたわけではないので、そういう意味ではすでにやっている活動にインセンティブを与えるという取組を21年度からやっていました。それで、良好に管理する土地を増やしていくという意味から非充当にしています。21年度当初から非充当にしています。

環境創造局  
政策課担当課長

簡単に言うと、みどりアップ計画ができる前、つまりみどり税導入前から一般会計で行っていた既存分のいわゆる1階建て部分になります。それで、①～④に番号がふってあるのは、21年度から新たな取組としてやったものもしくは拡充したものとして2階建て部分になりますので、ここでいう⑤というのは、継続して従来からやっていて、この計画期間は既存の事業費があるのでみどり税を入れずに事業として取り組むべきとしていますということです。

座長

従来から一般財源を使っているの、これに新たにみどり税を充てるというのはおかしいので、従来通りの区分けでいきました。なので区分けの考え方自体からはなかなか説明はしにくいということですね。我々の整理からいくと従来一般財源でやっていたので、標準的な行政の部分だということです。それを一歩進めるのが、③が充てられている部分であると考えることになります。

座員  
委員

他にいかがでしょうか。

取組の種別と現行計画のみどり税がほぼ対応していて、①～④に充当しているのはほぼわかったのですが、考え方の問題になるのですが、5ページの②の「公共施設・公有地の緑の創出」で、「公共施設・公有地で緑を創る」や「公有地化によるシンボリックな緑の創出」については、従来は一般会計でやっていた、つまりみどり税を充てないでやるという考えでやっていたと思ったのですが、今回は改めてみどり税を②、①と入れていくということは、みどり税を充てるということでのいいのですか。

座長

私の方から説明しますと、今回の継続にあたって、一言で言いますと今回の「これからの緑の取組(案)」では、基本的には今までやってきてまだ足りない部分をこれからもやりたいということになります。しかし、もう一つの1本目に比べて小さな柱になりますが、それが優先順位で後回しになった緑の少ない中心部や臨海部で緑が目に見えて増えるもしくは維持されることをやるべきだろうということが、市民推進会議の見える化部会の方々からの意見としても当然出てきたので、みどり税を5年払ったけどあまり実感がないということにならないように、次の5年間は増やしましょうということです。そこで、昨年、審議をしたうえで特例ということで整理しました。更地を買って緑化することを含めていいという、山手の土地をやろうということになりました。このようにやるのであれば、資料6でその上にある「公共施設・公有地での緑の創出・管理」をやらないと、都心部の土地は高いので、まずはいわゆる区役所や区の施設の緑化をやしましょうということです。確かに一般財源で従来はやっていたのですが、今のように2回目のみどり税における柱の2番目が中心部で目に見えて緑が増えることに行くぞということであれば、一般財源からみどり税充当になるわけですが、合わせ技でこれをやらないと目に見えて緑が増えるのはなかなか難しいだろうということです。山手の土地は、年間数件あるかもしくは年間ないかもしれないが、それと歩調を合わせて臨海部・中心部で緑を増やしましょうとなると、公共施設の緑化のみどり税でやったらどうかという新たな提案になります。本日も審議いただきたい重要な点になります。その通りご指摘をいただきましたので、この部分についてご意見はいかがでしょう。

環境創造局  
政策課担当課長

一つだけ説明させていただいてもよろしいでしょうか。②の(1)公共施設・公有地の緑の創出の管理について、全額のみどり税でやるのではなくて、ここも1階建てと2階建てを作っています。従来やっている部分については1階建てできっちりと一般財源を入

		れて、2階建ての部分で次の5年間で増える部分が出てきますので、そこについては、みどり税をできれば入れていきたいということで整理をしています。
座	長	区役所か市役所に緑があるのかなという感じなので、進んで区役所の入口はジャングルになるぐらいまでいくといいのではないかと思いますので、そのためにはみどり税を充てていくのはありなのかなと思います。
委	員	私は前からそうするべきだと言っていて、山手の土地を買って、目に見える形でみどり税をこれを使って、市民の皆様が利用する緑で受益を得ることをやるべきだという意図を、2回目の時にはアピールする必要があると思います。
座	長	ですから1本目の柱の大きな中心部分については、委員の全員は異議がありませんので、本日ご意見をいただきましたかったのは、資料6の5ページの②と6ページの⑤の部分です。ここの部分が新たな部分であり、みどり税の新たな使途の柱ということです。
委	員	5ページの「公共施設の緑の創出」のところで、お話を聞いた限りよく理解できるのですが、この時の「公共施設」の定義をある程度しておかないといけないと思います。例えば6ページの保育園・幼稚園だと公共施設が非充当になっています。「公共施設」というのはイメージしているところは今の話でわかりますが、そのままにしまうと6ページの公共施設と矛盾してしまうように思います。どういう公共施設にみどり税を充当するのですか。
環境創造局 みどりアップ推進 部長		5ページの②の(1)で「公共施設」と言っているのは、公共施設の緑化管理ですけれども、一般的に横浜市が設置管理している施設です。その中でも次の計画の中では「緑の創出：58か所」と書いてありますが、これは市庁舎や駅前広場や公会堂や図書館といったところを対象にすると考えています。それから「緑の維持管理の推進」ですが、これは現在の「みどりアップ計画」の中で緑を創出してきたところ、それから次の緑の施策の中で創出してきたところを管理していこうと考えています。それで先ほどご指摘のあった6ページの保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出ですが、まさに保育園・幼稚園・小中学校というところを対象にして考えていこうということです。5ページの公共施設ということでご理解いただければと思います。
座	長	保育園及び学校は公立の場合にはみどり税を充てないということですか。
環境創造局 政策課担当課長		現計画の場合ではそういう整理にしました。
環境創造局 みどりアップ推進 部長		現計画でも、公共施設の緑化にはみどり税を充てておりませんので、公共施設の緑化という考えの中ではみどり税を充当していないということです。
座	長	今回さらに拡充するということでみどり税を入れたということです。
座	長	公共施設については拡充するけれども、教育施設及び保育園には従来通りということですね。
環境創造局 みどりアップ推進 部長		違います。
座	長	「現行計画みどり税」部分を見るのではなくて、「取組の種別」を見るのですね。今までが非充当で、これからは入れるということですね。私も誤解していました。
委	員	わかりました。
環境創造局 政策課担当課長		先ほど説明したとおり、1階建てと2階建てを作って一般会計でもきちんとやりますし、超過分だけをみどり税で充当します。
座	長	教育施設を含めて公共施設にこれからみどり税を入れていきたいと思いますということですね。

委 座 委	員 長 員	わかりました。それなら矛盾しないですね。 大丈夫でしょうか。他にありますか。 公共施設は今、委託管理をしているかと思いますが、それとは競合などしないのでしょうか。
座 委	長 員	指定管理者との関係では大丈夫でしょうかというご質問なのですね。 はい。
環 境 創 造 局 みどりアップ推 進 部	長	緑を創ることについては、施設の設置者として横浜市が緑を創っているという形になります。管理の部分についていえば、指定管理者の指定管理の範疇とは別の委託という形でやっています。指定管理の中には含まれないものとしてやっていることになります。
委	員	全体的にはこれでいいと思います。もう少しわかりやすく、あるいは色々と問題があるとは思いますが、わかっているものについては具体的な場所などを表に入れた方がわかりやすくなると思います
座 委	長 員	イメージはわきやすいですよ。 先ほどの話で言えば、山手の公園を充実しますと言った方が、皆が理解できると思います。ここで書かれているのはあくまでも予算で見込みですから、公表できないものはともかく公表していいものについては表に入れた方がいいと思います。
座 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部	長	なかなか難しいとは思いますが。 この中ではかなりわかりやすく整理をしましたが、次回この中の表記の扱いにつきましては具体的にわかりやすく工夫をしたいと思います。
座	長	大事なことなので、少し時間が超過しているなかでやっていますが、概ねこれでよろしいでしょうか。 みどり税の充当範囲としては整理しました。そうしますと、本日前半部分で、みどり税の可否の前提条件である財政状況及び行革努力についての判定を行いました。その結果として前提条件は、先程から申し上げているように、前提条件が揃ったと判断させていただき、そのうえで次に、みどり税を充てるべき事業の一覧の区分についてこれでよろしいのではないかということになりました。ただ、きちんと説明あるいはわかりやすい提示の仕方をさせていただければと思います。
		次回それぞれの柱の予定する財源の比率やもう少しわかりやすい資料をお出しいただいたうえで、それに基づいていよいよ税率を想定するとすればどの程度になるのかということをやりたいと思います。これが最後の課題になるかと思っています。次回はかなり具体的な話になりますので、先生方のご了承がいただければ次回は非公開という形でやらせていただければと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし)。どこの自治体あるいは法定外税の検討でも、最後の部分だけは非公開という形にしないとどうしても数字が独り歩きすることになりますので、次回は調査会要綱第10条の規定により、非公開ということで税率の審議をさせていただくということになります。そろそろ大詰めに迎えてきておりますので、最終的な報告書についても近々先生方の方に文案をお送りして、確認していただく段階に入ろうと思いますので、また別途お願いをいたします。
		本日はだいぶ大事なところを上手く乗り切れたあるいは市民の代表として責任を果たせたと思っています。少し超過をしましたがこれで事務局に返しますのでお願いします。
税 制 課	長	それでは座長からお話のありました報告書の日程調整などは事務局の方で決まり次第お知らせをさせていただきます。 それではここまで熱心なご議論をありがとうございました。これを持ちまして本日の会議を終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでございました。